

「指定介護予防小規模多機能型居宅介護・指定短期小規模多機能型居宅介護」

利用料金表

令和6年6月1日改定

あさくらの家 東郷

月額利用料金の目安：対象となる介護度の A) と B) を合わせた料金となります

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① (介護予防)小規模多機能型居宅介護費	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
② サービス提供体制強化加算 I	750	750	750	750	750	750	750
③ 看護職員配置加算 I (要介護者のみ)	-	-	900	900	900	900	900
④ 総合マネジメント体制強化加算 I	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
⑤ 訪問体制強化加算	-	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
⑥ 月額単位小計	5,400	8,922	14,308	19,220	26,209	28,527	31,059
⑦ 介護職員等処遇改善加算 I ⑥×14.9%	805	1,329	2,132	2,864	3,905	4,251	4,628
⑧ 介護保険給付対象合計 ⑥+⑦	6,205	10,251	16,440	22,084	30,114	32,778	35,687
⑨ 地域区分換算額 (円) ⑧×10.17	¥63,104	¥104,252	¥167,194	¥224,594	¥306,259	¥333,352	¥362,936
A)介護費用自己負担額(1割)	¥6,311	¥10,426	¥16,720	¥22,460	¥30,626	¥33,336	¥36,294
A)介護費用自己負担額(2割)	¥12,621	¥20,851	¥33,439	¥44,919	¥61,252	¥66,671	¥72,588
A)介護費用自己負担額(3割)	¥18,932	¥31,276	¥50,159	¥67,379	¥91,878	¥100,006	¥108,881

- ② サービス提供体制強化加算 I :計画的な研修の実施、かつ介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置の場合
- ③ 看護職員配置加算 I :常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している事業所に算定(要介護者のみ)
- ④ 総合マネジメント体制強化加算 I :ご利用者の地域での多様な活動が確保されるよう、日頃から地域住民等との交流を図り、状態に応じて地域行事や活動等への参加、地域資源を有効活用し、包括的な支援・計画作成を行っている場合に算定(R6.4 改正)
- ⑤ 訪問体制強化加算:常勤の訪問担当者を2名以上配置し、1月あたり延べ訪問回数が200回以上の場合算定。
- ⑦ 介護職員等処遇改善加算 I : 介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計⑥)に 14.9%を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
 ※R6.6月～制度改正により、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化されました。(13.4%⇒14.9%、1.5%増加となります)
- ⑨ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.17円で計算、小数点以下切り捨て、支給限度額管理対象外)

★その他の介護保険給付対象サービス費 (対象者のみ)

加算サービスの種類	料金	備考
初期加算	30単位/日	登録日から30日以内の期間に算定されます。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
認知症加算	I	920単位/月
	II	890単位/月
	III	760単位/月
	IV	460単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算 (6ヶ月に1回)	5単位/回	6ヶ月毎に栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報を文書で共有した場合に算定
科学的介護推進体制加算 I	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。

※これらの加算対象の方は、月額単位小計に加算され、介護職員処遇改善加算対象となります。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目	月額(30日の場合)	1日あたり	備考
食事費	¥39,000	¥1,300	朝食300円・昼食400円・おやつ100円・夕食500円
宿泊費	¥36,000	¥1,200	
B)介護給付対象外費用	¥75,000	¥2,500	※喫食、宿泊の実績に応じて必要となります